

2006年（平成18年）3月28日

金融庁監督局総務課金融会社室 御中

大阪弁護士会

会長 益田哲生

「貸金業関係の事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案）」に関する意見書

金融庁が本年3月7日付けで公表し、意見募集を行っている「貸金業関係の事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案）」について、当会は次のとおり意見を述べる。

第1 ガイドライン改正に対する意見の趣旨

- 1 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）3-2-1（2）の改正案に賛成である。
- 2 同3-2-1（5）の改正案については賛成である。ただし、なお書きの表現は、当該物的担保を換価しなければ明らかに返済できないような過剰貸付けについても、記載のような記録さえ残せば認められるとの誤解を招くおそれがあるので、これを注記すべきである。
- 3 同3-2-1（6）の改正案につき「保証人の履行能力の調査・記録をさせ、保証人の履行能力を超える保証を求めることを禁止する」旨を追加することに賛成であるが、さらに「主債務者の返済能力につき調査・記録させるとともに、保証人となろうとする者に対し、あらかじめ、主債務者の返済能力について調査・記録した内容を開示・説明させること」も追加すべきである。
- 4 同3-2-2（1）の改正案につき「又は変更」を附加することに賛成である。
- 5 同3-2-1（1）の改正案につき「公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座からの自動振替を返済の方式として債務者に要請すること」を追加することに賛成であるが、「債務者が自己の便宜のために求める場合を除き」とある部分は削除すべきである。

第2 ガイドライン改正に対する意見の理由

- 1 過剰貸付を防止するための改正の評価
貴庁の改正案は、監督業務において把握された問題事例を明確化し、過剰貸付禁止を実効あらしめ債務者・保証人等の保護に資するものとして、当会はこれを評価するものである。ただし、上記意見の趣旨2で述べたとおり、事務ガイドライン3-2-1（5）

なお書きの表現は、当該物的担保を換価しなければ明らかに返済できないような過剰貸付けについても、記載のような記録さえ残せば認められるとの誤解を招くおそれがあるので、これを注記すべきである。

2 意見の趣旨3について

多くの問題事例に現れる「保証人被害」は、保証債務の負担の重さだけでなく、「錯誤による保証」にある。主債務者は融資を受けたい一心から、自己の経済的窮状を秘したまま「絶対に迷惑をかけない」などと言って、保証の引受けを懇願することも少なくない。貸金業者は、このような状況に乘じ、履行能力十分な保証人から回収することを当初から予定して融資を実行することも多い。この結果、主債務者が確実に債務を履行するものと誤信して保証契約を締結させられた保証人と貸金業者との間で、トラブルが発生している。保証人となろうとする者に対しては、結果として受けるであろう不利益の内容を説明するだけでなく（ガイドライン3-2-7）、そのような結果が生ずる蓋然性に関して誤解をさせられたまま保証契約を締結することのないよう、配慮しなければならない。

従って、「主債務者の返済能力につき調査・記録させるとともに、保証人となろうとする者に対し、あらかじめ、主債務者の返済能力について調査・記録した内容を開示・説明させること」も追加すべきである。

3 意見の趣旨5について

公的給付に係る預金口座からの自動振替は、具体的には、違法年金担保金融業者が貸金業規制法20条の2の脱法行為として悪用するという問題事例として、立ち現れているものと思われる。脱法行為を許さないためには、さらなる脱法の手段を与えることは極力避ける必要がある。例えば「債務者が自らの便宜のために求める場合を除き」との留保条件が掲げられていると、悪質業者は、あらかじめ債務者から「自動振替依頼書」を徴求しておけば自動振替も合法であることが認められた、などと強弁しかねない。

そこで、貸金業規制法13条2項違反に「該当するおそれが多い行為」の類型としては「公的給付が払い込まれる預金等口座からの自動振替を返済の方式として債務者に要請すること」を掲げるに止め、「債務者が自らの便宜のために求める場合」であるかどうかは「個別の事実関係に即して判断する」こととするのが、適切であると思料する。

以 上